

株式会社 世音
グループホーム ピジョン霞ヶ丘
運 営 規 程

グループホームピジョン霞ヶ丘運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社世音が設置するグループホーム ピジョン霞ヶ丘（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護・予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従事者（以下「認知症対応共同生活介護従業者」という。）が、認知症状を伴う要支援2・要介護状態の利用者に対して、適切な（介護・予防）認知症対応共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、要支援2又は要介護状態であって認知症状により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで心身の特性を踏まえ、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 本事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。
4. 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
6. 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム ピジョン霞ヶ丘
- (2) 所在地 堺市堺区霞ヶ丘町3丁6番2号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における事業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・介護職員兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名(常勤・介護職員兼務1名・非常勤1名)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 13名以上(常勤6名・非常勤〇〇名)

介護従業者は利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 本事業所の利用定員は、18名とする。

内訳 ユニット1 9名 ・ ユニット2 9名

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 本事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ②日常生活上の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談、援助

(健康管理)

第7条 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じるものとする。

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するものとする。

2. 計画作成担当者はそれぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
3. 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(指定短期利用認知症対応型共同生活介護)

第9条 本事業所は、各共同生活住居の店員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、指定短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する。

2. 指定短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。但し、事業所の共同生活住居の定員を超えて受け入れられる利用者数は事業所ごとに1名までとする。
3. 指定短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。なお、事業所の共同生活住居の定員を超えて行う指定短期利用認知症対応型共同生活介護は、介護支援専門員が緊急時に指定短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認められた者に対して、7日を限度として利用を可能とするものとする。
4. 指定短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
5. 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、指定短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、指定短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者ごとの負担割合に応じた支払いを受けるものとする。
2. 家賃については、月額50,000円～52,000円「5万円14室・居室③④⑤⑥⑦⑧⑨(8.29㎡)5.2万円4室・居室①②(9.15㎡)」を徴収する。但し、生活保護受給者については、堺市の住宅扶助上限の適用額を月額とし徴収する。
指定短期利用認知症対応型共同生活介護の利用については、部屋ごとに日割り(30日/月)計算とする。短期利用者専用の個室については、日額1,300円とする。
 3. 食費については、日額1,500円を徴収する。
 4. 光熱水費については、月額12,000円を徴収する。(6～8月及び12～2月は+3,000円)但し、指定短期利用認知症対応型共同生活介護の利用については、日割り(30日/月)計算とする。
 5. 共益費については、月額8,000円を徴収する。但し、指定短期利用認知症対応型共同生活介護の利用については、日割り(30日/月)計算とする。
 6. その他利用者が個人的に負担すべき費用については、実費徴収する。(菓子代、診療費、おむつ等)
 7. 月の途中における入所についての家賃・共益費は日割り計算とする。退所については基本一ヶ月分徴収とする。
 8. 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 9. 指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。
 10. 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対し交付する。

(入退所に当たっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は要支援2・要介護者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- ①認知症状態に伴う著しい精神症状を伴う者。
- ②認知症状態に伴う著しい行動異常がある者。
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。

2. 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行うものとする。
3. 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
4. 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努めるものとする。
5. 契約終了時は利用者または利用者代理人は、通常の使用に伴い生じた本居室の損耗を除き、本居室を原状回復しなければならない。
6. 指定短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(衛生管理等)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(1) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 本事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所に定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に行うものとする。

(協力医療機関等)

第15条 本事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2. 本事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 本事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
3. 本事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
4. 本事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
5. 本事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
6. 本事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
7. 本事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 本事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じるものとする。
3. 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に

協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4. 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 本事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第18条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束)

第19条 本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2. 本事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携等)

第20条 本事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

2. 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
3. 本事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

（業務継続計画の策定等）

- 第21条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 3. 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

- 第22条 本事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第23条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1)採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - (2)継続研修 年3回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 4. 本事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 5. 本事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社世音と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から執行する。

この規程は、平成17年 7月 1日から執行する。

この規程は、平成19年 4月 4日から執行する。

この規程は、平成19年10月 1日から執行する。

この規程は、平成22年10月 1日から執行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から執行する。

この規程は、平成26年 3月 1日から執行する。

この規程は、平成27年 9月 1日から執行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から執行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から執行する。